

第 1 章 指導編

「がん教育」の目標

- 1 がんに関して正しく理解できるようにする
がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切な対処について理解できるようにする。
- 2 健康と命の大切さについて考える態度を育成する
がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々を通じて、自他の命の大切さを知り、自己のあり方や生き方を考える態度を育成する。

この2つの目標を達成するために、本県の目指すがん教育は、以下の4つの柱を設け、実践してきました。

- 柱1 健康長寿県としてのがん教育
- 柱2 全教育活動を通じたがん教育
- 柱3 小・中・高の系統性を重視したがん教育
- 柱4 校内及び地域専門機関・家庭との連携によるがん教育

がん教育の
手引き
P4～P8参照

本県の目指すがん教育 ～4つの柱に関わって～

県全体の取組として健康長寿県を目指し、がん教育を含め総合的に取り組んでいきます。学習指導要領にがん教育について明記されましたが、がん教育を充実させていくためには、小・中・高の系統性を重視し、全教育活動を通じたがん教育が求められます。つまり、学校における健康教育を充実させていくこととなります。これには、学校の教育活動全体を通して活動するための「カリキュラム・マネジメント」が必要となります。

特に心身の健康の保持増進に関する指導は、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）、及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習（探究）の時間などにおいて、それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとされています。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮していきます。

がんを学ぶことを通して

では、健康教育で培っていく力はどのようなもののでしょうか。健康・安全・食に関わる資質・能力（図1）については、平成28年12月の中央教育審議会答申で、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理されました。図1を見ると、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付け、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切であると分かります。常にこの3つの柱に立ち返って健康教育の推進をしていきましょう。がん教育においても健康教育の一環としてこの資質・能力の育成を目指すこととなります。また、がんを学ぶことを通して予防や医療制度などの保健の基本的な概念を習得することとなります。

健康・安全・食に関わる資質・能力

(知識及び技能)

様々な健康課題，自然災害や事件・事故等の危険性，健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し，健康で安全な生活や食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力，判断力，表現力等)

自らの健康や食，安全の状況を適切に評価するとともに，必要な情報を収集し，健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え，適切に意思決定し，行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力，人間性等)

健康や食，安全に関する様々な課題に関心を持ち，主体的に自他の健康で安全な生活や食生活を実現しようとしたり，健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。
(中教審答申 平成 28 年 12 月)

図 1 健康教育で目指す資質・能力の 3 つの柱

外部講師の積極的な活用について

柱 4 に関わることですが，「がん」という専門性の高さから，広く専門機関等との連携を進める必要があります。(1) 分かりやすい例が学習効果を上げること，(2) 怖さのみを強調するのではなく，「自他の健康と命の大切さを主体的に考えることができるようにすることが充実した人生につながる」という積極的なメッセージが含まれることなどを念頭に置くとよいことが「外部講師を用いたがん教育のガイドライン」(平成 28 年 4 月文部科学省)にも示されています。

現在及び将来に直面する可能性のあるがんに関する課題に対して，適切な思考・判断を行い，自らの健康管理や健康的な生活行動の選択ができるようにするために，図 2 のように，授業のねらいによって外部講師の専門性に配慮して進めていきます。外部講師を活用する際は，対象となる児童生徒の興味・関心や理解力など，発育・発達段階，年間計画等を十分考慮した内容や指導を一層心掛けることが必要です。

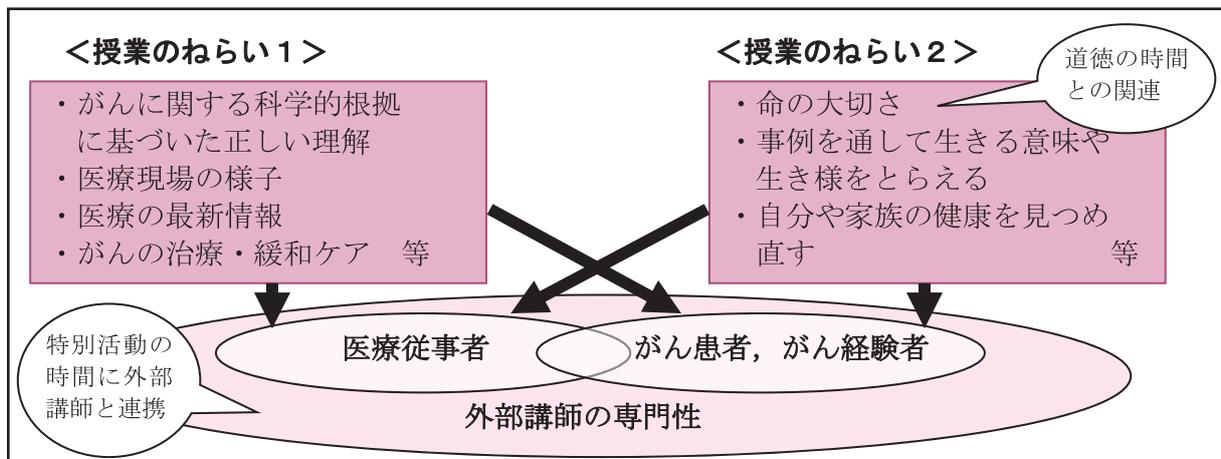


図 2 授業のねらいと外部講師の専門性

学校における「がん教育」の基本的な考え方や，教科領域での取扱いについては，本県が平成 27 年 2 月に発行した「がん教育の手引き」を参考にしましょう。

2

「外部講師を活用したがん教育の授業」実施の手順

企 画
日程調整

打ち合わせ

準 備

<p>学 校 内</p>	<p>保健主事や授業を担当する保健体育科教諭,学級担任などを中心に核となる教員を決め,関係教職員と連携しつつ,外部講師を活用したがん教育を企画する。様式1参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなテーマで ・いつ ・だれを講師に 	<p>外部講師を活用したがん教育の実施に向けて,教職員の共通理解を図り,実施内容等について話し合う。また,教科書やがん教育に関わるビデオ,パンフレットなどの資料を準備し,外部講師を活用したがん教育の講師予定者との打ち合わせに備える。</p>	<p>当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。</p> <p>必要な場合には事前学習・事前指導等を行う。保護者に対しての通知文の作成やアンケートを実施する。様式9・10参照</p>
<p>外 部 講 師 と の 調 整</p>	<p>外部講師を活用したがん教育の企画に合わせて,関係機関に講師の派遣を依頼する。様式2・3参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前打診 ・正式依頼状送付 ・打ち合わせ日程調整 	<p>外部講師を活用したがん教育の講師予定者と当日の指導内容や指導方法について打ち合わせを行う。様式4～8参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細な日程 ・講師と学校の役割分担 ・準備品等 ・指導上の留意事項の確認 	<p>資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。</p> <p>講師と教員との役割分担についても確認する。</p>

外部講師を活用したがん教育を推進する際のポイント

- ① 学校が主体となって企画・運営を行う。
- ② 核となる教員や授業を担当する教員だけがかかわるのではなく,全ての教職員の共通理解のもとに進める。
- ③ 保護者への広報(通知文等),啓発活動を同時に行うと効果的である。関係者,関係機関との継続した連携体制を構築する。
- ④ 年度当初の職員会議等で,「学校保健計画」に基づき外部講師を活用したがん教育の開催予定を周知するなど,情報を共有する。

外部講師を活用
したがん教育

実施後の指導

評価 まとめ

学 校 内	本時におけるがん教育の目的・ねらいの説明，講師の紹介等を行う。 外部講師を活用したがん教育を実施する。	学校の実情に応じて，関連した教科と結び付けた指導を行う。 外部講師を活用したがん教育を受講した児童生徒が，内容に対する疑問や質問を聞いたり，感想をまとめたりする。	成果や課題について担当で話し合い，次年度の外部講師を活用したがん教育に生かす。 また，この結果は全ての教職員で共有する。
外 部 講 師 と の 調 整	講師との最終確認を行い，がん教育を実施する。	外部講師に授業実施の感想などを尋ねるとともに児童生徒の感想などをまとめ，指導上の課題や児童生徒の実施後の指導などについて話し合う。	講師及び講師の所属先に礼状を出す。 ※県の外部講師に推薦していただく方は，様式11より県へ連絡を。

※様式1～11はP46～P58にあります。ホームページでもダウンロードできます。

外部講師との確認事項

- ① 児童生徒及び家庭や地域の実態
- ② 学校におけるがん教育の取組の状況
- ③ 外部講師を依頼した理由，期待する内容，教育活動の中での位置付け
※学習指導要領の内容についても共通理解しておく
- ④ 事前打ち合わせにおいて学校でどこまで教えていて，何を話してほしいのか共通認識をしておく
- ⑤ 学校側の責任者，連絡担当者，連絡方法

(1) 外部講師を活用した授業の実施にあたり

外部講師を活用した授業であっても、学校における授業である以上、学習指導要領等に基づいて行い、事前に講師予定者に対し、学習指導上の留意点について共有する。

「がん教育」を推進する上での留意点

がん教育の手引き
P3 参照

1 学校全体の共通理解

2 児童・生徒の発達段階

小・中・高等学校それぞれの学校種における児童生徒の発達段階を踏まえて実施することが重要である。

※小学校においては、より身近な課題を扱うという観点も踏まえ、内容が難しくなりすぎないように注意する。

3 がんに対する「怖さ」を払拭する

基礎的・基本的な理解を促し、がんについて十分な知識を持たずに怖がることを払拭していくことや、がんについて十分に知識を持って「正しく怖がる」といった態度を育成する必要がある。

4 配慮が必要な事項

以下のようなケースについて十分配慮する。

- ・小児がんの当事者や、小児がんの既往のある児童生徒（個人）
- ・家族にがん患者がいる児童生徒や、家族をがんで亡くした児童生徒（個人）
- ・小児がん患児や、小児がんの既往のある児童生徒がいるクラス（集団）
- ・生活習慣が主な原因とならないがんもあること（小児がん、肝がんなど）。特に、これらのがん患者が身近にいる場合

※押さえるべき内容はたくさんあるが、全て網羅するのではなく児童生徒の発達段階を踏まえて扱う内容を講師予定者と打ち合わせる。

※特別活動における保健指導として行う場合は、教える内容は保健の授業と関連させて扱う配慮が必要である。

(2) 講師

学校医、がん専門医（がん診療連携拠点病院等の活用を考慮）、医療従事者（医師、看護師、薬剤師等）、がん患者・経験者などが対象である。ただし、それぞれの分野の専門性は備えていてもがん教育の指導に関しては必ずしも専門家ではない場合もあるので、事前にごん教育の指導の専門性について十分確認し、話し合ったうえで講師を決定する必要がある。

※がん患者・経験者の体験談は貴重であるが、家族に経験者がいる場合などには強い印象を与える可能性があることに留意しなければならない。

※指導形態（学校全体、学年単位、学級単位）によって、指導の内容や方法の検討が必要である。

(3) 外部講師を活用したがん教育において配慮が必要な情報

ア「がんは不治の病である」など科学的根拠に基づかない情報

がんは不治の病だから、治療しても無駄であるなど科学的根拠に基づかない情報は不適切である。

イ「がんは簡単に治せる」などの誤解を与える可能性のある情報

早期がんに関しては9割近く治るといわれるが、がんはいまだ日本人の死因の第一位であり、がんの種類や5年生存率などを丁寧に情報提供する必要がある。

(4) 開催数

講師を招くことから、通常、学校単位、学年単位で実施することが多いと思われるが、可能であれば、単学級、あるいは2学級合同などの少人数で複数回実施すると、より効果的である。

(5) 開催時期

体育・保健体育、特別活動、道徳にかかわる指導との関連性、継続性を考慮し、もっとも適切な実施時期を決める。空調設備のない体育館などに大勢の児童生徒を集めて実施する場合には、熱中症や感染症予防の対策を講じたり、環境条件の悪い季節を避けたりするなど、十分な配慮が必要である。

(6) 開催場所

校内の教室、会議室、体育館などを使って行うことが一般的であるが、場合によっては地域の公共施設を活用することも考えられる。また、病院や行政機関等に出向いて、その施設内で受講することも検討するとよい。この場合も(5)と同様の配慮が必要である。

また、児童生徒に楽な姿勢で資料を見たりメモを取ったりすることが可能な場所を確保することが大切である。

(7) 謝金・旅費

講師への謝金・旅費については、講師との間で事前の確認が必要となる。各学校で年間計画に入れ、当初予算で予定しておくことも必要である。

※学校におけるがん教育に対して協力を得られる医療機関、医療従事者、がん患者・経験者の「**がん教育 外部講師リスト**」が県のホームページに掲載されているので、参考にしていきたい。

※本冊子巻頭のがん教育Q&A、又は県内相談窓口一覧(P76)に「がん教育 外部講師リスト」につながるQRコードを掲載している。

(8) 校内体制の整備

がん教育を学校全体で進めるためには、校内体制を整備する必要がある。保健主事が中心となって組織的に取り組むことが重要である。

がん教育の手引き
P8 参照

(9) 学校における「がん」に関する基本的な配慮事項と対応例について

学校における「がん」に関する配慮すべき10の基本事項<抜粋>

- 1 がんは生活習慣がもととなっている病気（生活習慣病）とばかり強調することで、がんにかかった人が、乱れた暮らしをしていた悪い人という誤解を与えることがあります。

※がんを防ぐ生活習慣を守ることは、がんになりにくくすることで、がんを完全に防ぐことはできません。また、がんになった人が、悪い生活をしていたということでもありません。
- 2 家の人がたばこを吸っている場合に、たばこを止めるよう話すことを強く勧めると、家の人と児童生徒が極端な力関係にある場合や、十分なコミュニケーションがとれない場合などに、児童生徒につらい思いをさせてしまうことがあります。
- 3 がんの要因のひとつに感染症がありますが、感染症でうつるということを話すことで、がんはうつるという誤解を与えてしまうことがあります。感染の話がなくても、病気は風邪のようにうつるものというイメージが持たれている場合もあります。

※ウイルスなどでうつるがんは、ごく一部の限られた種類のものであります。
- 4 がんは遺伝子の異常により起きます。また、遺伝するがんもあることを話すことで、がんは遺伝するという誤解を与え、身内にがん経験者がいる場合に、過度の不安を与えてしまうことがあります。

※遺伝するがんもありますが、ごく一部の限られた種類のものであります。
- 5 がん検診の効果を強調しすぎると、がん検診でなんでも見つかり、なんでも治るといふ誤解を与えることがあります。また、がんになった人はがん検診を受けなかった悪い人という誤解を与えることがあります。
- 6 「がんは不治の病である」、「がんは簡単に治せる」など極端な情報の一方のみを伝えると誤解を与える場合があります。

※がんの種類や広がりによって治りやすさが大きく違ってきます。早期がんであっても、再発の可能性が0ではないので、多くのがん経験者は再発の不安を感じています。
- 7 健康食品や民間療法でがんが治ったというような体験談をすると、自分の身近ながん経験者も使ったほうがよいと受け取ってしまうことがあります。

※健康食品や民間療法でがんを治すことについて、科学的には確認されていません。
- 8 生存率の話をした時に、自分の身近ながん経験者に数値をそのまま当てはめて、悲しい思いを感じる場合があります。

※生存率は、様々な患者さんの情報を集めたもので、一人ひとりの患者さんにそのまま当てはまるものではありません。
- 9 インターネット、テレビ、本などで紹介されている情報は、正しいと鵜呑みにしてしまうことがあります。
- 10 体験談で家族のサポートを強調しすぎると、十分にサポートできないことがいけないと感じてしまう恐れがあります。

※もし、がん経験者が近くにいる時には、あなたに何ができるかよく話し合っ、考えることが大切です。

出典：がん教育における配慮事項ガイドライン（令和2年2月）
一般社団法人 全国がん患者団体連合会

(参考) 「がん教育」をめぐる動き

がん教育の手引き
P1 参照

学校における「がん教育」の推進が求められている背景となる部分です。

「がん対策基本法」 (平成 19 年 4 月施行)

「がん対策推進基本計画」 (平成 19 年 6 月策定)

「第 2 期がん対策推進基本計画」【平成 24 年 6 月閣議決定】抜粋

がんの教育・普及啓発

○取り組むべき施策

健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきかを検討する。

○個別目標

子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理しがんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5 年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきかを検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。

「長野県がん対策推進条例」【平成 25 年 10 月 15 日施行】抜粋

(がんの教育の推進)

第 14 条 県は、市町村及び関係者等と連携協力し、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けるための教育が行われるよう、教育に係る者等に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

「学習指導要領の改訂」

平成 29 年 3 月に公示された小中学校学習指導要領及び平成 30 年 3 月に公示された高等学校学習指導要領において、新たにがん教育についても取り扱うことが明記された。

「第 3 期がん対策推進基本計画」【平成 30 年 3 月閣議決定】抜粋

がんの教育・がんに関する知識の普及啓発

(取り組むべき施策)

国は、がん教育の実施状況を把握。教員には、がんについての理解を促すため、外部講師には、学校でがん教育を実施する上での留意点や指導方法の周知するため、教員や外部講師を対象とした研修会等を実施する。

【個別目標】

- ・ 国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。
- ・ 国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががん罹患しても、そのことを正しく理解し向き合うことができるよう、国は、がんに関する知識の普及啓発を更に進める。

